

非常災害の避難確保計画

【地震】【火災】【水害】

多機能型事業所スピカ

令和4年4月

—目次—

1. 計画の目的	1
2. 計画の適用範囲	1
3. 防災体制（デイ利用時）	1
4. 情報収集及び伝達	2
5. 避難誘導	3~4
6. 避難の確保を図るための施設の整備	4
7. 防災教育及び訓練の実施	4

1. 計画の目的

- この計画は、「多機能型事業所スピカ」の利用者の地震・火災・水害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

- この計画は、「多機能型事業所スピカ」を利用又は勤務する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制（デイ利用時）

- 地震（当日の在宅時に震度（5弱）以上が発生した場合は休所）

体制確立の判断時期	活動内容
・ 震度（5弱）以上 発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・ デイにて待機 ・ 地震の情報収集 ・ デイ待機が危険な場合は、指定避難場所へ避難（鶴ヶ丘小学校） ・ 保護者への連絡 ・ 保護者に迎えに来て頂き、保護者へ引き渡し

- 火災

体制確立の判断時期	活動内容
・ 火災発生時	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の避難誘導（駐車場に避難） ・ 保護者への連絡 ・ ボヤで鎮火した際は、デイにて待機 ・ 火災の規模が大きく、駐車場が危険な場合は、鶴ヶ丘小学校へ避難し、待機 ・ 保護者に迎えに来て頂き、保護者へ引き渡し

- 水害・大雨（洪水）・暴風・大雪・暴風雪（当日 午前6時までに警報発令した場合は休所）

体制確立の判断時期	活動内容
・ 大雨（洪水）、暴風、大雪、暴風雪注意報発表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予報等の情報収集
・ 大雨（洪水）、暴風、大雪、暴風雪警報発表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予報等の情報収集 ・ 保護者への連絡 ・ 基本は事業所で待機。避難誘導（大雨（洪水）の場合は鶴ヶ丘小学校） ・ 保護者に迎えに来て頂き、保護者へ引き渡し

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

- 収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

●地震

収集する情報	収集方法
震度情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
被害情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報(避難勧告等)	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等、 ふじみ野市緊急速報メール (Fメール)

- 停電時は、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、施設の被害、施設周辺の道路や建物の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

●水害

収集する情報	収集方法
気象情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
洪水予報、水位到達情報	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等
避難情報(避難勧告等)	テレビ、ラジオ、情報提供機関のウェブサイト等、 ふじみ野市緊急速報メール (Fメール)

- 停電時は、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。
- 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

- 「緊急連絡網」に基づき、気象情報、洪水予報等の情報を施設内関係者間で共有する。(別紙：多機能型事業所スピカ 緊急連絡網 参照)
- デイ利用時に避難が必要な災害が発生した場合は、別紙「災害時の対応 多機能型事業所スピカ」に基づき、保護者に対し、「災害が発生したので指定された避難場所へ避難する」旨を連絡する。

5. 避難誘導

(1) 避難場所

- 水害時（デイが利用できない状況）における避難場所は、ふじみ野市鶴ヶ岡 1-3-1 「鶴ヶ丘小学校」とする。
- 火災時（デイが利用できない状況）における避難場所は、ふじみ野市鶴ヶ岡 1-3-1 「鶴ヶ丘小学校」とする。
- 地震時（デイが利用できない状況）における避難場所は、ふじみ野市鶴ヶ岡 1-3-1 「鶴ヶ丘小学校」とする。

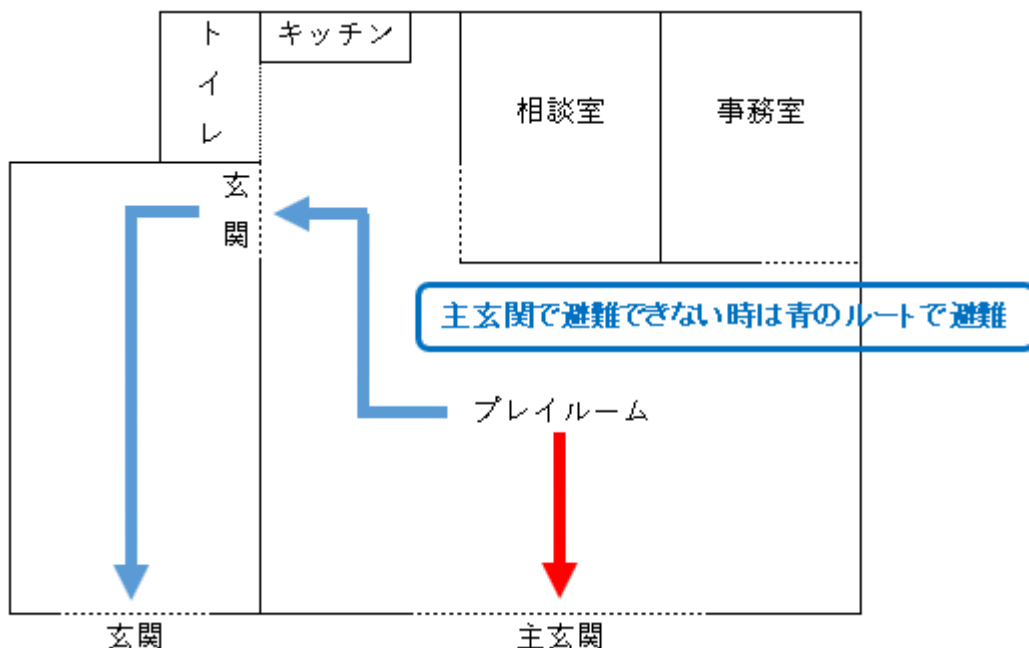
鶴ヶ丘小学校 までの経路



(2) 避難誘導方法

- 施設外の避難場所に誘導するときは、指導員が先頭と最後尾で児童の安全を確認し、車及び、状況によっては徒歩で避難する。
- 避難する際には、ブレーカーの遮断等を行う。ガスは未使用（設備無し）の為、元栓の閉鎖等は必要なし。

室内避難経路図



6. 避難の確保を図るための施設の整備

- 情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。
- これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧*

活動の区分	使用する設備又は資器材
情報収集・伝達	テレビ、ラジオ、パソコン、ファックス、携帯電話、懐中電灯
避難誘導	名簿（従業員、利用者等）、携帯電話、帽子、懐中電灯

7. 防災教育及び訓練の実施

- 新規採用の従業員を対象に研修を実施する。
- 毎年9月に火災避難訓練を実施する。
- 毎年5月に地震避難訓練を実施する。
- 毎年1月に水害避難訓練を実施する。(職員のみ)